

2024年1月10日

お得意先 各位

株式会社 トウペ
営業本部

SDS及び製品ラベル内容変更のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より化学物質による労働災害防止のため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行されます。(施行日 2024年4月1日)

弊社も本改正に準拠したSDSおよび製品ラベル発行のため、システム等準備作業を進めてまいりまして、下記のとおり変更を実施していくこととしましたので、ご案内申し上げます。

これを機に、改めまして労働災害防止のための通知に励む所存でございます。お得意先様におかれても、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

記

実施日 2024年2月下旬より随時

<主な変更点>

1. GHS 判定結果の変更
2. 組成情報表記方法の変更(一部固定値表記)
3. 保護具記載の詳細化
4. 大気汚染防止法、海洋汚染防止法、がん原性化学物質を【適用法令】に追加
5. 労働安全衛生法 57 条関連化学物質の追加

※本変更により、ラベルレイアウトが一部変更になる場合が出てまいります。

厚労省関連 HP mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

ご不明点がございましたら、担当営業員までお問合せください。

以上